

## いじめを速やかに解消した事例1（小学校第3学年男子） ～「いじめ問題対策チーム」との連携による組織的な対応～

### 問題の把握

いじめを受けた児童の保護者から学校、教育委員会、教育局にいじめの相談電話があった。翌日、学級担任がいじめを受けた児童、いじめた児童2名から聞き取りを行った。いじめを受けた児童が、黒板に悪口や嫌なことを書かれたり、たたかれたりしていることがわかり、いじめと認知した。

### 対応状況

#### （いじめの概要）

いじめた児童AとBは、仲がよく、一緒に遊ぶことが多い。児童Aといじめを受けた児童Cは、以前は、よく一緒に遊ぶ姿が見られたが、5月頃から、児童Aが、児童Cに対していじめを行うようになり、児童Bもそれに加わるようになった。同じ学級の他の児童からは、いじめを見たり聞いたりしたという報告はなかった。

#### （いじめへの対応）

対応の経過	学校の対応の状況	教育委員会の対応の状況
6月21日 事実確認 対応方針の 確認、連絡	学級担任が、いじめを受けた児童Cといじめた児童A、Bと面談して、いじめの事実を確認した。その後、管理職、生徒指導部、学級担任で対応方針を決定した。 〔対応方針〕 ・当該保護者に対し、これまでの経過、今後の学校生活の様子及び児童の変容等を詳細に伝える。 ・「かかわりプランシート」に基づいて、全ての教職員でいじめへの対応を行う。	・いじめを受けた児童Cの保護者から、教育委員会と教育局に、いじめの相談電話があったため、学校に次のことを指導した。 いじめの事実確認を詳細に行う。 いじめの事実、対応方針を明確にし、当該保護者に説明する。  【教育局から教育委員会に指導】 ・「いじめ問題対策チーム」を教育委員会に派遣し、次のことを指導した。 いじめの事実及び学校の対応方針を当該保護者に伝え、理解を得る。 学校は、「かかわりプランシート」を作成し、誰が、いつ、何をするのか明確にし、組織的に対応する。
6月21日 保護者対応	学校から、当該保護者に対し、いじめの事実及び対応方針を説明した。	
6月27日～ 7月15日 対応の徹底 保護者会の 開催	学級通信で、いじめに対する対応方針を保護者に周知するとともに、学級指導を行った。 保護者会を開催し、いじめの事実関係と学校の対応方針について説明した。 管理職が、当該保護者にもういじめがないことを確認し、解消と判断した。	・いじめの解消に向けて、傍観者への対応が大切であることから、学校に次のことを指導した。 学校及び学級のいじめの対応方針を保護者に知らせ、説明する。 いじめた児童への指導といじめを受けた児童の見守り体制の強化を図る。 いじめを受けた児童の状況を把握し、毎日保護者に連絡する。
7月15日～ 教育相談の 充実	校内の指導体制を全職員で再確認し、教育相談の充実を図ることを決めた。	・いじめ解消の報告を受け、今後について、次のことを指導した。 夏季休業中は、いじめを受けた児童の家庭に連絡し、様子を確認する。 2学期に、いじめについての学級指導の充実やいじめた児童への指導、いじめを受けた児童の心のケアなどの充実を図るよう準備する。

### いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・いじめの事実に基づいて対応方針を決定し、保護者、教育委員会へ速やかに報告し、連携を図ること。
- ・具体的に役割分担するなどして、学校がいじめに組織的に対応できる体制を迅速に整えること。